3　借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、コスタリカ共和国政府によって保証される。

4　(1)　借款は、借入人が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　コスタリカ共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　コスタリカ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してコスタリカ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためコスタリカ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　コスタリカ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してコスタリカ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してコスタリカ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

9　コスタリカ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びコスタリカ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　コスタリカ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をコスタリカ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のコスタリカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十九日にサンホセで

コスタリカ共和国駐在

日本国特命全権大使　篠原守

コスタリカ共和国外務・宗務大臣

エンリケ・カスティージョ・バランテス閣下

（コスタリカ側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をコスタリカ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のコスタリカ共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十一月十九日にサンホセで

コスタリカ共和国外務・宗務大臣

エンリケ・カスティージョ・バランテス

コスタリカ共和国駐在

日本国特命全権大使　篠原守閣下

○外務省告示第三百二号

平成二十六年八月二十二日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　加藤文彦在ウズベキスタン大使

ウズベキスタン側　アドハム・Ｉ・イクラモフ副首相

平成二十六年九月四日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町神領字南上角三一九から三二二まで、三九一、三九三、三九四、三九九、四〇〇、字南野間三七の一一、三七の一二、一〇三、一一一、一一八の四の二、一一八の一五四の二・一一八の一五三・一一八の一七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字高根九二、一〇四の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南上角三一九から三二二まで、三九一、三九三、三九四、三九九、四〇〇、字南野間三七の一一、三七の一二、一〇三（次の図に示す部分に限る。）、一一一、一一八の四の二・一一八の一五三・一一八の一七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字高根九二、一〇四の三（次の図に示す部分に限る。）、一〇四の八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町神領字北上角一一、字本上角二九九の一、三〇〇、字西大久保二四〇、二四三の一、二四七、字南野間一七九の一八（次の図に示す部分に限る。）、一七九の四一、一七九の四九（次の図に示す部分に限る。）、一七九の一六二、一七九の一六三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備